

平成 27 年 11 月 5 日  
福岡教育大学

国立大学法人福岡教育大学 研究活動の不正に係る調査報告書（概要）

1. 経緯

平成 26 年 5 月 9 日に独立行政法人日本学術振興会からの文書「告発等に係る事案依頼について」（以下、「本依頼文書」という。）を受理した。本依頼文書を受けて、国立大学法人福岡教育大学研究活動不正防止規程（以下、「規程」という。）第 7 条に基づき、国立大学法人福岡教育大学研究活動不正防止調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を設置し、5 月 29 日の調査委員会において予備調査を実施した。6 月 3 日以降、本調査を行った結果、平成 27 年 3 月 26 日に研究不正を認定した。

更にその後本学として、本依頼文書で指摘のあった論文以外の当該教員の過去の論文等について、平成 27 年 4 月 22 日に追加調査を行うこととした。これらの追加調査の結果について、10 月 30 日に研究不正を認定したことを受けて、「国立大学法人福岡教育大学研究活動不正防止規程」第 24 条に基づき、本日公表するものである。

2. 調査対象

(1) 調査対象者

教育学部教授（以下、「教授」という。）

(2) 調査対象論文

本依頼文書で指摘のあった 3 論文（以下①～③）及び教授が過去に執筆した論文のうち、追加調査において、研究活動の不正に関する疑義が認められた 2 論文並びに著書 1 点（以下④～⑥）

① 出典：福岡教育大学紀要，第 60 号，第 5 分冊，55-69 （2011）※

（以下、「論文Ⅰ」という。）

② 出典：福岡教育大学紀要，第 61 号，第 5 分冊，45-56 （2012）※

（以下、「論文Ⅱ」という。）

③ 出典：福岡教育大学紀要，第 62 号，第 5 分冊，103-110 （2013）※

（以下、「論文Ⅲ」という。）

④ 出典：福岡教育大学教育実践研究，第 21 号，127-133 （2013）

（以下、「論文Ⅳ」という。）

⑤ 出典：福岡教育大学紀要，第 59 号，第 5 分冊，45-56 （2010）※

（以下、「論文Ⅴ」という。）

⑥ 出典：共著「体育・スポーツ史にみる戦前と戦後」，道和書院，216-236，（2013），

（以下、「著書」という。）

※ 本調査対象論文 4 編は、独立行政法人日本学術振興会の科学研究費助成事業

基盤研究（C）の研究成果をまとめて執筆されたものである。

### 3. 調査内容

本依頼文書に同封されていた，調査依頼書（告発状）に記載のある指摘及び調査委員会委員による指摘，調査対象者への聞き取り調査を含め，規程第2条第2号に規定する「研究活動上の不正行為」が認められるかどうか調査した。

### 4. 調査委員会の構成（規程第10条第1～6号による）

職名	氏名	備考
理事(企画・教育研究・附属学校担当)	櫻井 孝俊	1号委員・委員長
教育学部長	飯田 慎司	2号・5号委員
大学院教育学研究科長	相部 保美	2号委員
教育学部保健体育講座教授	市丸 直人	3号委員
副学長（教育組織・カリキュラム改革担当）	池田 修	4号委員
副学長（学生指導・学生支援担当）	平田 哲史	4号委員
副学長（学術情報・ICT担当）	大坪 靖直	5号委員
九州大学人文科学研究院教授	川本 芳昭	6号委員・外部委員
九州大学法学研究院教授	直江 眞一	6号委員・外部委員 (H27.7.14 就任)

### 5. 調査結果

#### (1) 不正行為の認定について

調査対象論文5編全てで盗用が行われたと認定した。

①他著の英語論文から，論文Ⅰ及び論文Ⅲへ多くの無断引用（盗用）があるとの指摘について

指摘箇所は，当該英語論文の対応箇所を和訳したものの疑念を否定できない。たとえば，原典を入手し，その内容を吟味していたとしても，当該英語論文の著者らの記述（引用部分）を適切な表示なく流用しており，論文Ⅰの36箇所（のべ437行）と論文Ⅲの5箇所（のべ49行）において，無断引用が行われていたことから盗用に当たると判断する。

②本学卒業生の卒業論文から，論文Ⅱ及び論文Ⅳへの無断引用（盗用）があるとの指摘について

研究の構想や論文の執筆過程で学生の指導等に多分に関与していたとしても，卒業論

文として執筆されたものは当然に執筆した学生のものである。論文Ⅱ及び論文Ⅳにおいて、卒業論文からの引用を適切に表示せずに自己の論文として執筆する行為については、悪質性が高く、盗用に当たると判断する。

### ③論文Ⅴへの適切な引用がなされていないことについて

論文Ⅴの4箇所において、原典からの引用ではなく、他論文からの無断引用が行われたとの疑念を否定できない。たとえ、原典を入手し、その内容を吟味していたとしても、引用部分を適切な表示なく流用することは悪質性が高く、盗用に当たると判断する。

### (2) その他

以下2点について、不正行為には該当しないが、不適切な行為が認められた。

### ①論文Ⅴから著書への再掲を明示することなく、ほとんどそのまま掲載がなされていることについて

初出の論文を明記せずに論文を再掲する行為はいわゆる「二重投稿」に相当し、研究業績を積み増す意図があったと取られても致し方ない行為であり、極めて不適切な行為であることに疑いはなく、本学が定める研究活動上の不正行為に当たらないにしても、二重投稿に当たると判断する。

### ②論文Ⅳのファーストオーサーが執筆活動を行っていないことについて

論文Ⅳにおいては、責任あるオーサーシップが求められる論文について、執筆活動を行っていない者をファーストオーサーに置いていることについては、本学が定める研究活動上の不正行為に当たらないにしても、不適切なオーサーシップに当たると判断する。

## 6. 調査対象者の処遇について

調査対象者への懲戒処分については、研究不正が認定されたことを受けて、直ちに国立大学法人福岡教育大学懲戒等審査委員会を立ち上げ、審査中である。

また、調査対象者の担当していた研究指導に関しては、現在停止している。担当している授業に関しては、別途授業内容等の調査を行い、速やかに担当の可否について判断する予定である。

## 7. 再発防止策

- (1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」に基づき、今回の不正事例も取り入れた本学独自の「研究倫理教育」の教材開発を行い、大学の全教員及び大学院生に対して「研究倫理教

育」を徹底する。

- (2) 論文5編共に本学が発行する研究紀要に掲載されている論文であったことから、早急にピア・レビュー形式による査読制度を構築する。
- (3) 今回の調査でも確認された、「二重投稿」や「不適切なオーサーシップ」のいわゆる「研究活動上の不適切な行為」についても、今後は「研究活動上の不正行為」として取り扱うために規程の改正を行う。

以 上

(問い合わせ担当部署)

福岡教育大学連携推進課

TEL : 0940-35-1004